別　紙

原発事故により避難されている方に対する高速道路の無料措置

１．実施期間

平成２５年１月１５日（火）　２４時まで

２．対象者

Ａ．東日本大震災発生時（以下「被災時」といいます。）に、原発事故の警戒区域等（下表の区域）に居住されていた方。

【福島県】

浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村、飯舘村	
南相馬市のうち、右記の区域	小高区、原町区、鹿島区小島田、鹿島区塩崎、鹿島区大内、鹿島区烏崎、鹿島区川子、鹿島区南右田、鹿島区江垂、鹿島区寺内、市内国有林磐城森林管理署 2004 林班から 2087 林班まで、2088 林班の一部、2089 林班から 2091 林班まで、2095 林班から 2099 林班まで、2130 林班
田村市のうち、右記の区域	都路町、船引町横道（中山字小塚、中山字下馬沢を含む）、常葉町堀田、常葉町山根、市内国有林福島森林管理署 251 林班の一部、252 林班、253 林班の一部、258 林班から 270 林班まで、283 林班から 300 林班まで、301 林班から 303 林班までの一部
川俣町のうち、右記の区域	山木屋、町内国有林福島森林管理署 161 林班から 165 林班まで、167 林班

Ｂ．居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方。

３．対象車種

全車種（避難されている方が運転又は同乗している車両）

４．対象走行

下表の対象インターチェンジ（IC）を入口または出口として通行料金を取り扱う走行

道路名	対象インターチェンジ
東北自動車道	白河、矢吹、須賀川、郡山南、郡山、本宮、二本松、福島西、福島飯坂、国見、加須 ※1
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津
常磐自動車道	いわき勿来、いわき湯本、いわき中央、いわき四倉、広野、南相馬、相馬、山元、桜土浦 ※1

※１　加須 IC 及び桜土浦 IC については、福島県双葉郡双葉町から避難されている方に限り対象インターチェンジになります。

【　位置図　】





（注）加須 IC 及び桜土浦 IC については、双葉町から避難されている方に限り対象 IC になります。

５．ご利用方法

◆　ＥＴＣレーンはご利用いただけません。
　入口、出口ともに　一般　と表示されたレーンをご利用ください。

◆　入口では必ず通行券をお受け取りください。

◆　出口料金所においては、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面をご提示して頂く必要があります。

なお、ご提示して頂く書面については原本（コピー不可）になります。

【　必要な書面　】

	Ａ．原発事故の警戒区域等に居住されていた方	Ｂ．居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方
①住所確認	被災時に警戒区域等に居住されていたことの確認ができる書面 住民票の写し、運転免許証、パスポート、健康保険証、罹災証明書、被災証明書　等の公的機関が発行するもの ・被災後に運転免許証を更新された場合は、被災時に警戒区域等に居住されていたことの確認（住所確認）ができません。別の避難元が確認できる書面（罹災・被災証明書、住民票の写し等の公的書面）をご用意ください。 ・「罹災証明書」または「被災証明書」を、被災時に警戒区域等居住されていたことの確認ができる書面としてご利用される場合、名義人（申請者）の住所により確認を行います。 罹災・被災された物件の所在地、被災場所は住所（居住地）には該当しませんのでご注意願います。	居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面 上記の公的書面における名義人と異なった方（ご家族）がご利用される場合は、他に特定避難勧奨地点に住所を有していたことを証する書面（住民票の写し、運転免許証等の公的書面）をご用意ください。
②本人確認	運転免許証、パスポート、健康保険証　等の公的機関が発行するもの	

≪　その他の注意事項　≫

◆　入口を　ＥＴＣ／一般　の混在レーンをご利用の際には、ＥＴＣカードを車載器から抜いてレーンに進入し、通行券をお取りください。
ＥＴＣカードを車載器に挿入したまま進入しますと、ＥＴＣ扱いとなり無料措置の対象になりません。

◆　スマートＩＣはご利用できません。

◆　出口では必要な書面をご提示のうえ、原発事故による避難者である旨を出口係員にお申し出ください。

◆　山形自動車道・日本海東北自動車道（湯殿山ＩＣ～酒田みなとＩＣ）、米沢南陽道路、東京外環道等のＮＥＸＣＯ均一区間、首都高速、阪神高速など、対象ＩＣを入口又は出口として一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。
またこれらの道路を経由した後のＮＥＸＣＯ道路の走行（首都高速を経由して東名高速道を走行した場合　等）は対象外になります。